

平成 27 年度金沢市議会 12 月定例月議会請願・陳情の委員会審査結果表

審査結果	番 号	件 名	付託委員会
不採択	請 願 第 7 号	「消費税10%増税反対の意見書」採択を求める請願	総 務
不採択	請 願 第 8 号	「所得税法56条廃止の意見書採択を求める」請願	総 務
不採択	請 願 第 9 号	T P P 交渉に関する請願	経 環 境
不採択	請 願 第10号	マクロ経済スライドの実施の中止を求める請願	市 民 福祉
不採択	請 願 第11号	国民健康保険制度の改善を求める請願	市 民 福祉
不採択	請 願 第12号	安全保障関連 2 法 (国際平和支援法、平和安全法制整備法) の廃止を求める意見書採択についての請願	総 務
不採択	陳 情 第 4 号	政務活動費に関する陳情	議 会 運 営

平成27年度金沢市議会12月定例月議会

請願・陳情文書表

目 次

- 1 新たに受理した請願（6件）・陳情（3件） 1

1 新たに受理した請願（6件）・陳情（3件）

番号	請願件名	請願人	紹介議員	受理年月日
	請願要旨			付託委員会
	「消費税10%増税反対の意見書」採択を求める請願	金沢白山民主商工会 福浦 義尋	森尾 嘉昭 広田 美代 大桑 初枝	27.12.3 総務

請願趣旨

内閣府が発表したことし7～9月期の国民所得統計で、GDPは2期連続のマイナスになった。物価変動を除いた実質で前期比0.2%減、年率では0.8%減である。GDPは昨年4月の消費税増税の後、2期連続のマイナスとなり、2014年度全体では、0.9%のマイナス、2015年度も年度当初から2期連続のマイナスで、落ち込みは深刻である。この最大の原因は、昨年4月の8%への消費税増税と非正規雇用の拡大など賃金の伸び悩みにより個人消費が冷え込み、設備投資もマイナスで、国内需要が低迷しているからである。安倍政権は、2017年4月1日にさらに10%への引き上げを決めている。このようなことをすれば、暮らしも経済も奈落の底に落ち込む。OECDも先ごろ、日本経済は消費税増税によってさらに成長が鈍化すると警告した。

所得や資産の能力に応じた税制改革、国民の消費購買力を高め、地域の経済を活性化させ、内需主導に転換する経済政策を進めれば、消費税を増税する必要はない。

以上の趣旨から、地方自治法第124条の規定により請願する。

請願項目

- 1、消費税10%増税反対の意見書を政府に送付すること

番号	請願件名	請願人	紹介議員	受理年月日
	請願要旨			付託委員会
	「所得稅法 56 条廢止の意見書採択を求める」請願	金沢白山民主商工会婦人部 奥野 志津枝	森尾 嘉昭 広田 美代 大桑 初枝	27.12.3 総務

請願趣旨

地域経済の担い手である中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられている。しかし、日本の税制は、家族従業者の働き分（自家労賃）を、所得稅法第56条「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）により、必要経費として認めていない。

家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者86万円、配偶者以外の家族50万円が控除されるのみで、最低賃金にも達していない。このことによって、社会保障や行政手続などの面で弊害が生じている。

青色申告にすれば給料を経費にできるという所得稅法第57条は、税務署長への届け出と記帳義務などの条件つきであり、申告の仕方で納税者を差別するものである。2014年1月に、全ての中小業者に記帳が義務化されており、所得稅法第57条による差別は認められない。

家族の人権を認めない所得稅法第56条は廃止すべきと、全国でおよそ400自治体が国に意見書を上げている。また、国連の女性差別撤廃委員からも「所得稅法第56条は女性に不利益を与えるのではないか」と異議が出された。世界の主要国では家族従業者的人格・人権、労働を正当に評価し、その働き分を必要経費に認めている。政府は所得稅法第56条廃止に向けた検討を始めていると答弁しているが、いまだ実現していない。家族従業者の人権保障の基礎をつくるために早急に廃止してほしい。

以上の趣旨から、地方自治法第124条の規定により請願する。

請願項目

- 1、「所得稅法 56 条廢止の意見書」を政府に送付すること

番号	請願件名	請願人	紹介議員	受理年月日
	請願要旨			付託委員会
	TPP交渉に関する請願	農民運動石川県連合会 会長 宮岸 美則	大桑 初枝	27.12.3 経済環境
請願趣旨				
<p>TPP参加国は、10月5日に「大筋合意」、11月5日に「暫定文書」を発表した。</p> <p>「大筋合意」は、米国・豪州産米合わせての7.8万トンの「特別輸入枠」の設定を初め、牛肉の関税を15年かけて38.5%から9%へ引き下げ、豚肉の関税1キログラム当たり最大482円から10年後に50円に引き下げ、麦の事実上の関税のマークアップを45%削減、米国、オーストラリア、ニュージーランドにバター・脱脂粉乳の輸入枠を設定、甘味資源作物の特別輸入枠の新設など農産品重要5品目全てで譲歩するとともに重要5品目の細目（タリフライン）の3割で関税撤廃としている。</p> <p>国会決議は、重要5品目については関税の撤廃だけでなく削減も行わない「除外」であり、これが満たされない場合は交渉からの撤退を明記しており、国会決議違反は明白である。</p> <p>さらに、重要5品目以外の野菜、果物や林産物、水産物の98%で関税撤廃にまで踏み込んでいることは重大で、日本の農林水産業への影響ははかり知れず、食料自給率をさらに引き下げ、日本を「存立危機事態」へと追い込むものである。</p> <p>また、日本農業へ壊滅的打撃を与えるだけでなく、医療分野への営利企業の参入、食の安全の侵害、さらには国有企业の規定やISDS条項など地域経済、国民生活全般にわたって深刻な悪影響を及ぼすとの懸念の声に対して、政府は「指摘された多くの懸念には当たらぬ」として国民の不安の声に応えようとする姿勢はない。</p> <p>政府は、自民党の選挙公約も、自民党が主導して行った衆参農林水産委員会の決議も無視して「合意」しながら、「巨大な経済圏ができる」「TPPは21世紀の世界のルールになる」などと、幻想だけを振りまいている。このような姿勢は、到底許されるものではない。政府は、「合意」を撤回すべきである。ましてや、この「合意」に基づくTPP協定への調印、批准は認められない。</p> <p>以上の趣旨から、下記の事項についての意見書を政府関係機関に提出することを請願する。</p>				

請願項目

1. TPP「大筋合意」の詳細と協定本文を速やかに開示し、国会・国民の議論を保障すること。
2. 国会決議に違反する「合意」は撤回し、協定への調印・批准は行わないこと。

番号	請願件名	請願人	紹介議員	受理年月日
	請願要旨			付託委員会
	マクロ経済スライドの実施の中止を求める請願	全日本年金者組合金沢支部 支部執行委員長 寺越 博之	熊野 盛夫 森尾 嘉昭 広田 美代 大桑 初枝	27.12.3 市民福祉
第 10 号	請願趣旨			
	日本の年金は大変貧しい水準である。65歳以上の無年金者は88.6万人、基礎年金のみの受給者は790万人で、平均月額約4万9,869円である。厚生年金でも月額10万円未満は393万人である。合わせると、1,183万人が月10万円未満の年金で暮らしていることになる。中でも深刻なのが、女性高齢者の実態である。基礎年金だけの受給者の76%が女性である。女性の60%は月10万円以内の年金額である。したがって夫婦世帯で何とか暮らせるが、「一人になると生きていけない」むごい現実が横たわっている。			
	こうした貧困な年金水準にもかかわらず、政府は、特例水準の解消として、2013年10月より1%、2014年4月より1%、2015年4月より0.5%、合計2.5%も引き下げた。そして2015年4月には、その上に2004年に成立したマクロ経済スライド制度の実施として0.9%引き下げた。			
	マクロ経済スライドというのは、物価が上がっても年金を物価上昇分上げない仕組みである。年金を限りなく削っていく仕組みである。この毎年約1%の年金削減は、2042年まで今後約30年間も続く。			
	年金削減は、高齢者だけの問題ではない。高齢者の大幅収入減は地域の経済に大きな影響を与え、自治体の税収減にも直結することは言うまでもない。深刻な不況が続く日本経済への打撃も看過できない。			
	このような年金削減の流れを変えたいとする、私たちの運動を理解され、不況をより深刻にするマクロ経済スライドの実施を中止するよう、地方自治法第99条の規定による意見書を国に提出するよう請願する。			
	請願事項			
	1. 2015年4月からの年金のマクロ経済スライドの実施を中止する意見書を国に提出すること。			

番号	請願件名	請願人	紹介議員	受理年月日
	請願要旨			付託委員会
	国民健康保険制度の改善を求める請願	国保をよくする金沢市実行委員会 川合 優 ほか 62 団体	熊野 盛夫 森尾 嘉昭 広田 美代 大桑 初枝	27.12.3
				市民福祉
請願趣旨				
第 11 号	<p>国民健康保険は、加入者の過半数が年金生活者などの「無職者」で、加入世帯の平均所得は160万円程度に過ぎない。そのため、国の手厚い援助があつて初めて成り立つ医療保険だが、国は国庫負担の引き下げを初め、責任を次々と後退させてきた。そのため、国保料がどんどん高くなり、金沢市では加入世帯の約2割が滞納する状況になっている。</p> <p>金沢市は、滞納した市民から国保証を取り上げて、資格証明書を発行している。窓口で10割負担が必要な資格証明書は、保険証ではない。さらに、2013年度に国保料の計算方式を改悪し、低所得者層や多人数家族、障害者のいる家族などで国保料を大幅に増額した。市は「激変緩和措置」を講じたが、2014年（一部2015年）で既に終了している。それ以後は、大幅に引き上げられた国保料の負担がずっと続くことになる。</p> <p>今必要なことは、国保の深刻な現状を改善するために国に責任を果たさせること、払える国保料に引き下げるために金沢市としても必要な施策を講ずることだと考える。</p> <p>以上の立場から、次のことを請願する。</p>			
	請願事項			
	1, 高すぎる国保料を見直して、無理なく払える国保料に引き下げる。			
	2, 国保財政を支えるために国庫負担を増やすなど、国の責任を果たさせること。			
	3, 滞納している人からの保険証のとりあげは、ただちにやめること。			

番号	請願件名	請願人	紹介議員	受理年月日
	請願要旨			付託委員会
	安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）の廃止を求める意見書採択についての請願	新日本婦人の会金沢支部 飯森 博子	熊野 盛夫 森尾 嘉昭 広田 美代 大桑 初枝	27.12.3 総務
請願趣旨				
<p>9月19日、参議院で、安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）の採決が強行された。その後のどの世論調査でも、同法は違憲あるいは反対と答えている人が5～6割、政府は説明不足との回答は8割に上る。NHK調査では、安保法制の成立で「抑止力が高まり、日本が攻撃を受けるリスクが下がる」という政府の説明に、59%の人が「納得できない」と答えている。廃止を求める国民の運動も、さらに大きく広がっている。</p> <p>安全保障関連2法は、歴代の自民党政権が憲法上できないとしてきた集団的自衛権の行使、「戦闘地域」での武器や燃料などを補給する兵たん活動、戦争状態の地域での治安活動など、全てが憲法第9条を踏みにじるものである。だからこそ、多くの憲法学者や元内閣法制局長官、法律家らが繰り返し「憲法違反」と明快に述べているのである。</p> <p>日米両政府は11月3日、8月の通常国会で暴露された内部文書どおり、平時から集団的自衛権行使に至るまで米軍と自衛隊の一体化、日本政府を丸ごと動員する常設機関「同盟調整メカニズム」の設置と運用で合意するなど、恐るべき軍事態勢づくりを進めている。</p> <p>憲法第98条は最高法規である憲法に反する法律は効力を持たないとしており、憲法違反の安全保障関連2法は廃止以外にない。</p> <p>戦後70年、今こそ、戦争への道を食いとめ、憲法第9条でアジアと世界に不戦を誓った平和国家としての日本の歩みを進めるときである。</p> <p>以上のことから、貴議会として関係する国の機関に対し、戦争につながる安全保障関連2法の廃止を求める意見書を提出するよう請願する。</p>				

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情要旨		付託委員会
	政務活動費に関する陳情	市民オンブズマン石川 代表幹事 林木 則夫	27.11.20 議会運営
陳情趣旨			
<p>金沢市監査委員は、平成27年5月7日、平成25年度政務活動費の「住民監査請求に係る監査の結果について（通知）」において、「(1) 運用の手引きの周知徹底について」、「(2) 提出書類の点検とチェック体制の強化について」及び「(3) 政務活動費のあり方について」「意見」を記載している（13頁～14頁）。</p> <p>また、本年9月6日、第22回全国市民オンブズマン兵庫大会は、「大会宣言」「第1」で、「政務活動費が調査研究以外につかわれることのないよう、支出を監視し、とりわけ領収書のネット公開など支出の透明性の向上と、制度の抜本的見直しを求めていくこと」を求めるとした。</p> <p>地方自治法第100条第16項は、「議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」と、規定している。</p> <p>そのため、市民オンブズマン石川は、下記のとおり陳情する。</p>			
陳情内容			各議院改定
<ol style="list-style-type: none"> 1 平成28年4月交付以降の政務活動費は、月額10万円交付すること。 12月議会で、金沢市政務活動費の交付に関する条例を改正すること 2 全議員の政務活動費について、収支報告書、会計帳簿及び領収書その他の支出を証する書類の写しを金沢市議会のホームページ上で公表すること。 			

(不)

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情要旨		付託委員会
	家庭ごみの収集を有料化せず、市民と行政の共同によってごみの減量と資源化を推進していくことを求める陳情	市民本位の金沢市政をつくる会 代表委員 飯森 博子	27.12.2 経済環境
陳情趣旨			
金沢市から先日、家庭ごみ有料化実施計画（素案）が示され、パブリックコメントが実施されているところである。			
第5期のごみ処理基本計画がことし3月に策定されて以降、この件をテーマにしたフォーラムや意見交換会が行われているが、参加者からは多くの異議の声が出されている。これまでごみステーションの管理や資源回収などに尽力してきている町会関係者を初め、実施に向けた合意形成ができているとは言えない。			
素案では、徴収した手数料によって地域での3R活動などを行うとしているが、これは有料化があってもなくても推進していくべき事業である。手数料の徴収は、税金の二重取りそのものである。そもそも、全市民が利用するごみ収集事業は、行政が当然行うべき住民へのサービス提供であり、費用負担を求めるべきものではない。			
金沢市では、家庭ごみは減少傾向にある。一人当たり排出量も、中核市43市のうち少ないほうから8位と、市民の努力が着実に実を結んできている。また、西部環境エネルギーセンターへの自己搬入や、資源回収ステーションでの古紙回収の試行など、新たな事業も進められているところである。今後さらに、資源回収拠点や生ごみリサイクル循環システムの拡充、高齢者などを対象にした戸別収集などを行うとしており、これらを実施していく一層利便性が向上し、ごみの減量・資源化を図っていくことが可能である。今あえて、市民の反発を押し切って、家庭ごみの収集を有料化する必要性はない。			
今後、パブリックコメントも踏まえて有料化の是非の論議が行われていくことになるが、物価の上昇や消費税の増税によって、市民生活は厳しさを増している。新たな経済的な負担を求ることなく、ごみ行政の充実を図るよう強く求める。			
陳情項目			
家庭ごみの収集を有料化せず、分別の徹底など、市民と行政の共同によってごみの減量と資源化を推進していくこと。			

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情要旨		付託委員会
	土曜日又は日曜日における議会の開会を求める陳情	宮嶋 祐輔	27.12.3 議会運営
陳情趣旨			
平成27年6月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し平成28年6月19日に施行するに当たり、年齢満18歳以上満20歳未満の者が新たに選挙に参加できるようになった。これに伴い、年齢満18歳の高校3年生が含まれることになり、文部科学省においては選挙に関する教材もふえることとなった。新たに選挙に参加する者には政治に関心を持ってもらい、今後の選挙の投票における参考になればと思い、ここに通常平日に行われてきた議会の開会日に土曜日または日曜日を含むよう求め、検討願う。			
陳情項目			
議会を土曜日又は日曜日を含む開会日にする事を求める陳情			

H19 12月議院開会と議会運営化